

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
はじめに				
1	1	1. 策定の経緯 (1) 社会の変化と教育基本法の改正	1行目で「進歩」が「進み」と、同じ意味の言葉が重なっているため、「科学技術が著しく発展し、」などに置き換えたらよい。	下記のとおり修正しました。 「近年、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化などが急激に進み、人々の価値観やライフスタイルの多様化、地域における人間関係の希薄化など、社会の状況は大きく変化しました。」 「近年、情報分野をはじめとする科学技術の著しい進展や、国際化、少子高齢化、核家族化などとともに、人びとの価値観やライフスタイルは多様化し、地域における人間関係が希薄になるなど、社会の状況は大きく変化しました。」
第1章 滋賀の教育をめぐる状況				
2	5	1. 学校 1 学力	全国学力・学習状況調査の結果を真摯に受け止めて、学力調査においてのレベルアップを含めて、学力向上策をどのようにしていくのか。 技術論を含めて正答率の改善を図るよう記述すべきではないか。	「滋賀県の平均正答率は、中学校の『数学A』を除き、全国平均を若干下回る結果となっています。」との表現を追加しました。 また、第3章の「(1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施」に、全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえた学力向上策に取り組む旨記載しました。
3	6	3 生徒指導上の諸問題	中途退学についての脚注について、県内に「国立」の高等学校はないはず。	誤りのため、下記のとおり修正しました。 「国立、公立および私立の高等学校を含みます。」 「県立および私立の高等学校を合わせた人数です。」
4	7	5 特別支援教育	図5のグラフの「病弱 54人」は、「病弱」の特別支援学校に在籍している発達障害の児童生徒の数が含まれ、実態とかけ離れている。	統計上「病弱」の特別支援学校に在籍する子どもは「病弱」で集計せざるを得ないため、原案のままとしています。
5	7	5 特別支援教育		図5の幼児児童生徒数に国立1校分が含まれていませんでしたので、国立を含めました。 また、平成19年のデータをより新しい平成20年のものに修正し、説明文の数値も修正しました。

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
6	8	6 人権教育	<p>(修正案)</p> <p>「学校や社会において人権教育の取組が進められる中で、人権問題についての理解は徐々に浸透してきていますが、子どもたちを取りまく状況は、いじめや暴力など人権にかかわる問題が後を絶たず、虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化しています。さらに、今日では国際化や情報化の進展に伴い、近年急増している外国人の人権問題やインターネット・携帯電話を悪用した人権侵害など、新たな課題が起きています。」</p> <p>「学校教育や社会教育において人権教育の取組が進められる中で、人権尊重についての理解は徐々に浸透してきています。しかし、いじめや暴力など人権にかかわる問題が跡を絶たず、子どもたちが虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化しています。さらに、国際化や情報化の進展に伴い、近年急増している外国人にかかわる人権問題やインターネット・携帯電話を悪用した人権侵害など、新たな課題も増加しています。」</p> <p>「人権に関する意識調査」 「人権に関する県民意識調査」</p> <p>「良いところ」 「よいところ」</p>	<p>意見のとおり説明文を修正しました。</p> <p>「学校教育や社会教育において人権教育の取組が進められ、人権尊重についての理解は徐々に浸透してきています。しかし、差別や偏見、暴力など人権にかかわる問題が跡を絶たず、子どもたちが虐待などの人権侵害を受ける事態も深刻化しています。さらに、国際化や情報化の進展に伴い、近年急増している外国人にかかわる人権問題やインターネット・携帯電話を悪用した人権侵害など、新たな課題も増加しています。」</p> <p>「人権に関する意識調査」 「人権に関する県民意識調査」</p> <p>「良いところ」 「よいところ」</p>
7	8	7 学校施設・通学路の安全	<p>(子ども安全リーダーやスクールガードだけでなく、)自主防犯ボランティアによる見守り活動も行われている。</p> <p>(修正案) 「...子ども安全リーダーやスクールガードが...」</p> <p>「...子ども安全リーダー、自主防犯ボランティア及びスクールガード等により...」</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>「...子ども安全リーダーやスクールガードが...」</p> <p>「...子ども安全リーダー、自主防犯ボランティアおよびスクールガード等が...」</p>
8	9	2. 地域・家庭 1 地域における子どもの姿	<p>「都市化による遊び場の減少」とは？本当に減っているといえるのか？</p>	<p>「遊び場」をどのように捉えるかによって増減は一概に言えないので、下記のとおり表現を修正しました。</p> <p>「都市化による遊び場の減少や、」 「安全に安心して遊べる場所が少なくなり、また、」</p>
9	9	1 地域における子どもの姿	<p>文末の「...活発に参加しているようです。」が、他人事のような表現になっている。</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>「...活発に参加しているようです。」 「...活発に参加しているといえます。」</p>
10	9	2 家庭の姿		<p>図8の出典資料名が誤っていたため、下記のとおり修正しました。</p> <p>「(資料) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成20年度(2008年度))」</p> <p>「(資料) 国立教育政策研究所内家庭教育研究会「家庭の教育力再生に関する調査研究」(平成13年(2001年))」</p>

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
11	9	2 家庭の姿	格差社会と言われていて、生活保護世帯の割合が高くなって、経済的に不安定なことから、生活が安定せず、子どもへの虐待などの問題が起こることもある。経済事情についての項目を1つ入れられないか。	「2 家庭の姿」に下記の記述を追加しました。 「また、非正規雇用の割合が増加傾向にあり、昭和59年(1984年)には15.3%であった非正規雇用の割合は、平成18年(2006年)には33.2%に達しました。 児童のいる世帯のうち、63.4%が『生活が苦しい』と感じており、保護者の就労が不安定なことから、家計が維持できなかったり生活が不規則になるなどして、子どもの育ちに影響を与えている例も見られません。」 脚注に、データの出典を記載しました。
12	10	3 生活習慣・食生活	就寝・起床時間の元データが「食事調査」というのは、違和感がある。 図9・図10の出典に書いてあるので、説明文に書かなくて良いのではないか。	意見のとおり修正しました。 「平成12年(2000年)と平成17年(2005年)の『児童生徒の食事調査』を比較しますと、」 「平成12年(2000年)と平成17年(2005年)を比較すると、」
13	11	5 生涯学習	年間図書貸出冊数の年度の訂正 「平成13年(2001年)から」 「平成14年(2002年)から」	誤りのため修正しました。
14	11	6 県民のスポーツ活動	「6 スポーツ振興」の項目名が、方向性を示す表現であり、現状の記述欄になじまない。	「生涯学習社会」 「生涯学習」 「スポーツ振興」 「県民のスポーツ活動」
15	14	5 地方自治体を取りまく状況	「国の三位一体の改革」について、注釈を出して説明すべきである。	説明文に、下線部を追記しました。 「 <u>税源移譲額を上回って国庫補助負担金が削減されるとともに、地方交付税が、平成15年度(2003年度)と19年度(2007年度)を比較すると680億円も減少するなど歳入の大幅な減により、県の財政は、非常に厳しい状況になっています。</u> 」 下記のとおり注釈を追加しました。 「平成16年度(2004年度)から18年度(2006年度)にかけて行われた、国と地方の財政制度改革のことです。「税源移譲」「国庫補助負担金の廃止・縮小」「地方交付税制度の改革」の3つの改革が一体的に行われました。」
第2章 今後10年間に目指す滋賀の教育の姿				
16	15	1. 滋賀が目指す社会のあり方・基本理念	「1. 滋賀が目指す社会のありかた・基本理念」は、滋賀県基本構想に掲げる基本理念、将来像なのか？ であるならば、文章は基本構想原文をそのまま掲載していただくか、要約する形の掲載をお願いしたい。 (原文の加筆・修正は避けていただきたい。)	「1. 滋賀が目指す社会のあり方・基本理念」は、滋賀県基本構想を引用することにしました。
17	15	1. 滋賀が目指す社会のあり方・基本理念	「自律」と「共生」に加えて、なぜ「協働」を入れないのか。	「協働」を追記しました。 協働は目指す社会を実現するための「手段」であり、第4章においても「1. 学校、家庭および地域等の相互の連携協力」との項目をおいています。

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
18	18	3.教育の基本目標	「3要素」でなく、「次の3つの観点から進めていきます」と表現を修正して、第2章後半で詳しい内容は記載せず、ポイントだけを整理すればよい。	下記のとおり修正しました。 「次の3つの要素からなります。」 「 次の3つの観点から教育施策を進めていくこととします。 」
19	18	3.教育の基本目標	教育の基本目標の3つの観点のうち、「生涯学習社会づくり」だけ、動詞で終わらず語呂が悪い。	「生涯学習社会づくり」 「 学びあい、支えあう生涯学習社会をつくる 」としました。
第3章 今後5年間に取り組むべき施策と目標				
20	19	-	「成果指標・事業目標」の位置づけ、概念等の説明がどこにもないため、どのようなものかわからない。 例えば、「はじめに」の部分に「成果指標・事業目標」を設定する趣旨、目標年度等の記述を追加してはどうか。	第3章冒頭に、「成果指標」および「事業目標」についての記述を追加しました。 「 また、各施策の成果や達成度を測るため、平成25年度(2013年度)末において達成を目指す施策の成果を表す指標(成果指標)または事業実施の目標(事業目標)を示します。 」
21	21		全国学力・学習状況調査の結果を真摯に受け止めて、学力調査におけるレベルアップを含めて、学力向上策をどのようにしていくのか。 技術論を含めて正答率の改善を図るよう記述すべきではないか。	「(1) 指導方法の工夫ときめ細かな指導の実施」に全国学力・学習状況調査の分析結果を踏まえた学力向上策に取り組む旨記載しました。 「 平成19年度(2007年度)から実施されている「全国学力・学習状況調査」の結果を分析し、課題の解決に向けて全公立小中学校で策定する学力向上策をもとに、指導方法の工夫・改善を行い、さらなる教育実践の充実を図るなど、個に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。 」
22	23		「(5) 国際教育の推進」について、まず日本の文化・伝統・習慣を学習、理解するとともに、異文化についても理解することが大切である。 (修正案) 「国際化が進展している現代社会においては、…、国際社会の一員として」 「国際化が進展している現代社会では、一人ひとりが自国の伝統と文化を知り、理解するとともに、他国との相互理解に基づく多文化共生という視点を持ち、国際社会の一員として」	意見のとおり修正しました。 「 国際化が進展している現代社会では、一人ひとりが自国の伝統と文化を知り、理解するとともに、他国との相互理解に基づく多文化共生という視点を持ち、国際社会の一員として 」
23	23		「(5) 国際教育の推進」の「対話をとおして～」のところぜひ「コミュニケーション能力」を入れていただきたい。	「対話を通して、人との関係を作り出していく力」と意味が重なり、文末に「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」と記載しているので、修正していません。
24	24			項目名が長いので、 「(7) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」 「 特別支援教育の推進 」 としました。
25	24		「(7) 特別支援教育の推進」の説明文について、 (修正案) 「子どもたちが自立・社会参加ができるような指導の充実が課題と…」 「 子どもたちが自立し社会参加できる力をつける指導の充実が課題と… 」	提案のとおり修正しました。

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
26	24		<p>「(7)特別支援教育の推進」の説明文について、障害のある子どもについては、1・2段落目で取組と課題が記載されているのに、発達障害のある子どもについては、3段落目で、取組しか書いていない。</p> <p>(追加案) 「...取り組んできました。引き続き指導および支援の充実が課題となっています。」</p>	提案のとおり修正しました。
27	24		<p>「障害」の使い方として近年は、これらの語に関して、悪いイメージのある「害」の字を避け、「障碍者」「障碍」、あるいは「障がい者」「障がい」と書くべきとする動きが、当事者およびその周辺から広まってきていますが、いかがでしょうか。言葉の使い方についての議論が必要と考えます。</p>	本計画においては、「障害のある人」または「障害のある子ども(幼児児童生徒)」と表記することとしています。
28	25	2「豊かな心」を育む	成果指標・事業目標について、人権教育の項目を挙げるべきである。	「子ども輝き人権教育推進事業」を追加しました。
29	25		小項目の並び順に一貫性がない。	<p>「社会での自立を目指すキャリア教育の推進」を小項目の(2)にあげて、</p> <p>「社会性(1)～(3)」 +「人権関係(4)～(6)」 +「文化・芸術(7)」</p> <p>と小項目の順序を変えました。</p>
30	26		<p>「(1)規範意識など社会性の育成」 小1プロブレム対応のために、小学校入学前の春休みに「プレスクール」を体験させるとことを提案する。</p>	<p>第4章で校種間連携について記載することとし、小1プロブレムへの対応は、「幼稚園・保育所と小学校の連携」で記載しました。</p> <p>「プレスクール」ではなく、「共同研究」「交流」「5歳児における協同して活動する経験」によるとしています。</p>
31	26		「(2)勤労観を養い、社会での自立を目指すキャリア教育の推進」について、「勤労観」だけでなく、「勤労観・職業観」ではないか。	<p>項目名を修正しました。</p> <p>「勤労観を養い、社会での自立を目指すキャリア教育の推進」 「社会での自立を目指すキャリア教育の推進」</p>
32	26		「(2)勤労観を養い、社会での自立を目指すキャリア教育の推進」について、他と比べて項目名が長い。	同上
33	26		<p>「(2)勤労観を養い、社会での自立を目指すキャリア教育の推進」</p> <p>(修正案) 「すべての中学2年生が参加する『中学生の5日間職場体験』」</p> <p>「すべての中学2年生が参加する5日間職場体験『中学生チャレンジウイーク』」</p> <p>「中学校2年生の5日間の職場体験活動(チャレンジ・ウイーク)は、」</p> <p>「中学校2年生の5日間の職場体験(『中学生チャレンジウイーク』)は、」</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>「すべての中学2年生が5日間の職場体験を行う『中学生チャレンジウイーク』」</p> <p>「中学2年生の5日間の職場体験『中学生チャレンジウイーク』」</p>

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
34	27		「(3) 思いやりの心を育む」の文中、「体験活動等を活かした」は、「生かした」ではないか。	「滋賀県基本構想」に合わせ、漢字の「活かした」としています。
35	28		「(5)男女共同参画の視点に立った教育の推進」で、「理系分野に進学する女子が少ない」の表現が一方的ではないか。	「理系分野に進学する女子が少ないなど」の例示を省きました。
36	28		「(5)男女共同参画の視点に立った教育の推進」に「PTA活動などの地域活動にも浸透するよう努めます」とあるが、子ども対象の項目が並ぶ中に、親たちの組織や地域組織にも働きかけるという内容が入ることに違和感がある。	提案のとおり修正しました。 「PTA活動などの地域活動...」 「保護者、地域住民がかかわる活動...」
37	28		「(5)男女共同参画の視点に立った教育の推進」について、PTAは特定の団体を指すので、地域活動という大きなくくりで言うのであれば、「保護者」とした方がよい。 (修正案) 「PTA活動などの地域活動...」 「保護者、地域住民がかかわる活動...」	提案のとおり修正しました。
38	28		「(5)男女共同参画の視点に立った教育の推進」がなぜ「豊かな心」につながるのか。	「男女共同参画の視点に立った教育」は、子どもたちの「社会性」を育むものとして、「『豊かな心』を育む」に含めています。
39	28		「(6)情報モラルの育成」の携帯電話の使用について、7月25日付け文部科学省通達を考慮しなくて良いか。	下記のとおり修正しました。 「...著作権等に対する対応などの『情報モラル』が身につくよう教育の充実に努めます。」 「著作権の侵害にかかる対応などの『情報モラル』が身につくよう指導するとともに、携帯電話の取扱いについて方針を明確にするよう努めます。」
40	28	2-6	「(6)情報モラルの育成」に、平成20年7月25日付け文部科学省通知の内容を盛り込む。 (修正案) 「...著作権の侵害等にかかる対応などの『情報モラル』が身につくよう教育の充実に努めるとともに、携帯電話の取扱いに関する方針の明確化に努めます。」	同上

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
41	28		<p>「(6)情報モラルの育成」</p> <p>(修正案) 「また、利用するときを守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項などを教える必要があることを保護者に啓発します。」</p> <p>「また、利用するときを守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項などを教える必要があることを保護者に啓発するとともに有害なサイトへのアクセスを自動的に制限するフィルタリングソフトの積極的な使用について啓発します。」</p>	<p>下記のとおり、修正しました。</p> <p>「また、保護者に対して、利用するときを守るべきルール、マナー、危険から身を守るための注意事項などを子どもたちに教える必要があることを伝え、有害なサイトへのアクセスを自動的に制限するフィルタリングソフトを積極的に使用するよう啓発します。」</p>
42	29		<p>「(7)文化や芸術に親しむ心を育む」について、「文化や芸術」、「文化芸術」、「芸術」、「芸術等」などの文言が混在しているので、「文化・芸術」に統一したほうがよい。</p> <p>「(7)文化や芸術に親しむ心を育む」 「(7)文化・芸術に親しむ心を育む」</p> <p>「文化芸術」、「芸術」、「芸術等」 「文化・芸術」</p>	<p>意見のとおり修正しました。</p>
43	29		<p>「柔らかな感性」という文言は意味がわかりにくい。</p> <p>文化・芸術は人と人とを結び付け、さらには多様な人が共に生きやすい社会を気づくために欠かせないものであることから、文章を下記のとおり修正していただきたい。</p> <p>「子どもたちが文化・芸術に触れる感動や楽しさを通して、豊かな感性を育むとともに、多様な人々と豊かに関わる力を育成します。」</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>「子どもたちが文化・芸術に触れ、感動体験を重ねることで、豊かな感性を育むとともに、多様な人々と豊かに関わる力を育成します。」</p>
44	29		<p>「質の高い」はそれぞれの人の主観的な側面があり、文章の流れからも下記のとおり修正していただきたい。</p> <p>「質の高い」 「本物の」</p>	<p>意見のとおり修正しました。</p>
45	29		<p>「(7)文化や芸術に親しむ心を育む」について、「芸術を鑑賞するための基礎を育みます。」が、分かりにくい。</p> <p>(修正案) 「芸術を鑑賞するための基礎を育みます。」 「芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、表現や鑑賞の能力を伸ばし、豊かな情操を養います。」</p>	<p>意見のとおり修正しました。</p> <p>「芸術を鑑賞するための基礎を育みます。」 「芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を豊かにし、表現や鑑賞の能力を伸ばし、多様な人びとと豊かにかかわる力を育成します。」</p>
46	30	3 「健やかな体」を育む	<p>「健やかな体」という言葉ではちょっと弱い。「強靱な」とか「強い」という意味合いで体力を強調すべきである。</p> <p>(修正案) 「『健やかな体』を育む」 「『健やかで逞しい体』を育む」</p>	<p>基本理念に「たくましい」という言葉を使っており、「確かな学力」「豊かな心」との関連もあり、項目名は「『健やかな体』を育む」のままとしています。</p>

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
47	30	-	<p>子どもの体力についての成果指標が2つあるので、1つでよい。</p> <p>これまでは、「昭和56年度との比較」を使っていたが、平成20年度から「全国体力・運動能力調査」が実施されていることもあり、全国との比較を成果指標とする。</p>	「成果指標 昭和56年度の体力テストの数値の95～100ポイントを目指す」を削除しました。
48	30	-	<p>成果指標名の修正</p> <p>「全国の体力平均値以上をめざす」 「全国の体力・運動能力値の平均値以上をめざす」</p>	<p>成果指標名を下記のとおり修正しました。</p> <p>「全国体力・運動能力調査」の体力・運動能力値」</p>
49	31	-	「(1) 体力向上と健康の保持増進」の説明文中、「学校体育実技指導者講習会や運動部活動指導者研修会」は、細かすぎるのではないか。	<p>指摘のとおりであるので、下記のとおり修正しました。</p> <p>「学校体育実技指導者講習会や運動部活動指導者研修会を充実させます。」 「各種研修会等を充実させます。」</p>
50	32	-	<p>「(3) 食育の推進」 「たんぼのこ」事業は、体験活動や環境学習というより、本来は食育事業であるので、ここで記載。 農業体験事業の付記</p> <p>(追加案) 「子どもたちが農業への関心を高め理解を深めるとともに、生命や食べ物の大切さを体験的に学ぶ『農からの食育』を推進するため、県内小学校で農業体験事業に取り組んできました。」</p> <p>(修正案) 「食育推進が明記されたことを受け」 「食育推進が明記されたことなどを受け」</p> <p>「各学校における『食育の日』取組がさらに充実するよう推進します。」 「また、体験型学習の取り組みに対する一層の働きかけなどにより、各学校における食育の取り組みがさらに充実するよう推進します。」</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>「また、子どもたちが農業への関心を高め理解を深めるとともに、生命や食べ物の大切さを体験的に学ぶ『農からの食育』を推進するため、県内小学校で農業体験事業に取り組んでいます。」</p> <p>「平成20年(2008年)の学習指導要領の改訂や学校給食法の一部改正に伴い、食育推進が明記されたことを受け」の文章自体を削除しました。</p> <p>「『食育の日』の取組や体験活動等を通じて、さらなる食育の推進を図るとともに、地場産物を取り入れた学校給食の実施に努めます。」としました。</p>
51	33	4 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む	小項目の並び順について、最も概念が広い「地域資源を活用した特色ある教育の推進」を最初にしてはどうか。	意見のとおり、「地域資源を活用した特色ある教育の推進」を(1)にしました。
52	33	-	<p>本県では、伝統文化だけでなく、多様な芸術文化が育まれており、それらを併せて本県の文化力となっているため、地域資源に芸術文化を追加していただきたい。</p> <p>「...伝統・文化を...」 「...伝統文化や芸術文化など多彩な文化を...」</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>「...伝統や芸術など多彩な文化を...」</p>

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
53	34		<p>「(1) 地域資源を活用した特色ある教育の推進」について、滋賀県には、琵琶湖をはじめとして、里山、川など豊かな自然系の地域資源が豊かにあるので、このことを盛り込んだ記述をするべきである。</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>「滋賀県は、琵琶湖をはじめとして、里山、川など豊かな自然を有するとともに、優れた文化財が点在し、地域の伝統行事が数多く伝えられるなど、子どもたちが地域資源に触れる機会に恵まれています。また、工芸品、農産物や時代の変化に伴い新たな感性で創造される多彩な芸術や滋賀の先人の教えといったもの等も含めて、こうした地域の文化力を活かした教育こそ、滋賀の個性であるといえます。</p> <p>これらの地域資源を教育活動に活かすため、平成19、20年度(2007、2008年度)の2年間、小中学校を対象に、郷土の歴史、文化や人物などを取り上げた副読本や資料集を配付しました。</p> <p>今後は、副読本等の活用を促し、実践事例について学校間で交流したり、家庭で自分たちが住む地域について学習したことを話し合ったりしながら、子どもたちがさらに地域について考え、地域のよさについて深く学べるよう取組を進めます。</p> <p>また、博物館等の施設や文化財の保存修理・発掘調査の現場などさまざまな場で、地域の歴史文化を学習する機会を設けたり、文化ホール・美術館等の文化施設から学校に向くなどして、子どもたちが多彩な文化に触れるよう努め、郷土への理解と愛着を深め、地域文化を大切に守り育もうとする心や地域に貢献しようとする心を養います。」</p>
54	34		<p>本県では、伝統文化だけでなく、多様な芸術文化が育まれており、それらを併せて本県の文化力となっているため、地域資源に芸術文化を追加していただきたい。</p> <p>「...伝統・文化...」 「...伝統文化や芸術文化など多彩な文化...」</p> <p>「...多く...」 「...多いこと、また時代の変化に伴い新たな感性で創造する多彩な芸術文化などが育まれており...」</p> <p>「...確保し...」 「...確保するとともに、文化ホール、美術館等と学校が連携するなど子どもたちが本県の文化・芸術に触れることに努め...」</p>	同上
55	33 34	4-2	<p>(修正案) 「(2) 実践型環境教育の推進」 「(2) 実践的環境教育の推進」</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>「(2) 実践型環境教育の推進」 「(2) 実践的な環境教育の推進」</p>
56	33 35		<p>「(3) 環境保護意識の醸成」 「環境保護」よりも環境を守るとともに、環境をよりよく改善していく意味も持つ「環境保全」とするべき。</p>	<p>「環境保護」「環境保全」に修正しました。</p>

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
57	33 35		<p>「(4) 環境学習推進体制の整備」は、既に環境学習支援センターを開設し、様々な取組をしていることから、「(4) 環境学習の取組の支援」として、下記のとおり記載内容を修正すべきである。</p> <p>「多様な主体が実施する環境学習を充実するため、滋賀県環境学習支援センターの運営等を通じて、環境学習の取組を支援します。</p> <p>近年、NPO・地域団体、学校、企業、行政などによる多様な環境学習の取組がなされています。</p> <p>県では、これらの取組がより効果的かつ適切に実施されるよう、環境学習を推進するための拠点としての機能を担う滋賀県環境学習支援センターを平成17年(2005年)6月に設置しました。</p> <p>今後も、滋賀県環境学習支援センターの取組をはじめとして、普及啓発、情報の提供、交流の機会の提供、指導者人材の発掘・育成、環境学習プログラムの整備や連携協力の仕組みづくり等を通じて、環境学習の取組を支援します。」</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>「(4) 環境学習の取組の支援」</p> <p>「多様な主体が実施する環境学習を充実するため、滋賀県環境学習支援センターの運営等を通じて、環境学習の取組を支援します。</p> <p>近年、NPO・地域団体、学校、企業、行政などによって、多様な環境学習の取組が行われています。</p> <p>滋賀県では、これらの取組がより効果的かつ適切に実施されるよう、環境学習を推進するための拠点としての機能を担う滋賀県環境学習支援センターを平成17年(2005年)6月に設置しました。</p> <p>今後も、滋賀県環境学習支援センターの取組をはじめとして、普及啓発、情報の提供、交流の機会の提供、指導者人材の発掘・育成、環境学習プログラムの整備や連携協力の仕組みづくり等を通じて、環境学習の取組を支援します。」</p>
58	36	5 信頼される学校をつくる	<p>「5 信頼される学校をつくる」およびその中の小項目(1)から(4)は、幼稚園においても重点項目にしていることなので、幼稚園が含まれる表現にするべきである。</p>	<p>学校教育法上の「学校」には幼稚園を含んでいるため、項目名は「学校」のままにしています。</p> <p>すべての表現を「学校・園」とするとくどくなり、一部分だけ変えると使い分けをしているように取られるので、元の表現のままにしています。</p>
59	39		<p>(修正案)</p> <p>「(5) 修学支援の充実」</p> <p>「(5) 修学の支援」</p>	<p>意見のとおり修正しました。</p>
60	39		<p>「(5) 修学の支援」について、私立高等学校生徒には、「滋賀県私立高等学校特別修学補助金」制度があるので、追記願いたい。</p> <p>(追加案)</p> <p>「私立学校に在籍する生徒には、学費の負担の軽減を図るため、『私立校等学校特別修学補助金』の交付を行います。」</p>	<p>「(6) 私学教育の振興」の中で「私立学校が、経済的な理由により授業料負担の困難な保護者に対して授業料の軽減を行った場合、その学校法人に対し私学助成制度による支援を行っています。」としつつ、</p> <p>「(5) 修学の支援」にも「私立高等学校については、学校法人への私学助成制度を通じて、授業料負担が困難な保護者に対して、授業料の軽減を行っています。」と記述をしました。</p> <p>補助金名は詳細になるので記述していません。</p>
61	39	5-5	<p>「(5) 修学の支援」の3段落目に、下記を追加。</p> <p>「私立高等学校では、経済的に授業料負担が困難な保護者に対して、授業料軽減を行う私立高等学校設置学校法人に対し、支援を行います。」</p>	<p>下記を追加しました。</p> <p>「私立高等学校については、学校法人への助成制度を通じて、授業料負担が困難な保護者に対して、授業料の軽減を行っています。」</p>
62	39		<p>「(6) 私学教育の振興」</p>	<p>「(6) 私立学校への支援の充実」</p> <p>「(6) 私学教育の振興」</p> <p>各所調整の結果、項目名を変更しています。</p>

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
63	39		<p>「(6) 私学教育の振興」</p> <p>(修正案) 「学校教育において、私立学校は極めて重要な役割を果たしていることから、これまでに引き続き、」</p> <p>「私立学校は公の性質を有するとともに、学校教育においては極めて重要な役割を果たしていることから、これまでに引き続き、」</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>「学校教育において、私立学校は極めて重要な役割を果たしていることから、これまでに引き続き、」</p> <p>「公教育の一翼を担う私立学校は、重要な役割を果たしていることから、…」</p>
64	39		<p>「(6) 私学教育の振興」</p> <p>(修正案) 「…公教育の一翼を担っています。学校教育において、私立学校は極めて重要な役割を果たしていることから、これまでに引き続き、私立の幼小中高等学校に対する私学助成制度を維持することによって、学校経営の安定、教育条件の維持向上および修学上の保護者の経済的負担の軽減に寄与します。」</p> <p>「…学校教育の質・量両面にわたる発展に重要な役割を果たしています。このような私立学校の特性と役割にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、公の性質を有し、公教育の一翼を担う私立の幼小中高については、これまでに引き続き、私学助成制度を維持することによって、学校経営の安定、教育条件の維持向上に寄与します。」</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>「公教育の一翼を担う私立学校は、重要な役割を果たしていることから、私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校を設置する学校法人に対して、学校経営の健全化、教育条件の維持向上および修学上の経済的負担の軽減を図るために、学校の経常経費に対して助成を行っています。</p> <p>また、私立高等学校が、経済的な理由により授業料負担の困難な保護者に対して授業料の軽減を行った場合、その学校法人に対し助成制度による支援を行っています。</p> <p>今後も、これら私学助成制度を通じて、私学教育の振興を図ることとします。」</p>
65	41		<p>「(1) 教師の実践力の向上」で、免許更新講習について触れなくて良いか。 6年研、10年研とのかかわりも課題があるが。</p>	<p>免許更新は「教師の実践力の向上」にかかわることですが、更新講習は教員養成大学等で開設されるため、本計画には記載していません。</p>
66	42		<p>「(4) 人事評価制度の導入」について、資質向上だけではなく、意欲向上的な面を入れて、自分の頑張った力に対して給与にも反映していくと明確に出しているのは、これでよいのか。</p>	<p>現在行っている「試行」の要綱、実施の方針として、そのように取り扱っています。</p>
67	44	-	<p>社会全体での子育て支援について県民の理解と共感を広げるため、「子育て三方よし」のメッセージを発信していくこととしており、その趣旨を盛り込む。</p> <p>(本文3行目「・・・社会全体で子どもの育ちを支えあう環境づくりを進めます。」に続けて、次の段落を挿入する。)</p> <p>「社会全体で取組を進めるうえで、子どもを持つ人も持たない人も、すべての県民が子どもの育ちに関心を持ち、積極的なかわりを持っていく必要があります。『子によし』『親によし』『世間によし』の『子育て三方よし』のメッセージを発信しながら、明日の滋養を担う子どもの育ちを支える気運の醸成を図ります。」</p>	<p>意見のとおり修正しました。</p>
68	46		<p>「(3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり」の以前に、保護者たちの意識の低さがある。保護者の教育をどうしたらいいのかについて、項目を立てるべきである。</p>	<p>家庭の役割について第4章で記述しました。</p>

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
69	47		<p>総務省・文部科学省・農林水産省の3省連携により平成20年度より5カ年計画で「子ども農山漁村交流プロジェクト」が推進されている。こうした農山漁村での宿泊交流体験に対する気運が高まっていることを踏まえた記述が必要ではないか。</p>	<p>「(5) 子どもの体験活動の推進」に下記記述を追加しました。</p> <p>「今後も、自然体験活動、職場体験活動、農作業等の体験、文化芸術体験や集団宿泊体験など子どもたちに幅広い体験の機会を提供する取組を進めることとします。」</p>
70	50	-	<p>「(4) 健康づくりと生涯スポーツの振興」</p> <p>全文修正</p>	<p>全文修正しました。</p>
71	50	-	<p>「(4) 健康づくりと生涯スポーツの振興」に、障害者スポーツについても文末に記述すべき。</p> <p>(追記案) 「あわせて、障害者スポーツの振興を図るため、関係機関と連携します。」</p>	<p>下記のとおり文末に追記しました。</p> <p>「あわせて、関係機関と連携し、障害者スポーツの振興を図ることとします。」</p>
72	51		<p>「高等教育機関の充実と活用」の項目を削除</p> <p>大学教育は計画の範囲に含まないとしており、知的資源の活用は、大学等高等教育機関に限ったものではないため。</p>	<p>項目を削除しました。</p>
73	51		<p>「高等教育機関の充実と活用」について、教職課程において、教育実習以外に、空き時間を積極的に教育現場に赴いて、先輩教員について学べば、単位を取得できるようにすればよい。</p>	<p>項目を削除しました。</p> <p>採用前の実践的指導力向上のための取組については、「1. 子どもたちの『生きる力』を育む」「6. 教育力を高める」「(2) 優秀な人材の確保」で取り扱っています。</p>

連番	頁	項目	意見(要旨)	対応(案)
74	51	-	<p>生涯学習社会づくりには、歴史文化だけでなく、本県において新たに創造されている芸術文化などにも触れ、トータルとして滋賀の文化を理解することが必要であることから、下記のとおり修正していただきたい。</p> <p>「歴史文化資産」 「文化資源」</p> <p>(追加) 「また、特色ある文化ホール、美術館などによる様々な青少年向けの事業展開により、多彩な文化に触れる取り組みを進めます。」</p> <p>「また、本県には文化ホール、美術館、博物館など特色ある文化施設があり、学校等へ出向くアウトリーチ活動など、様々な青少年向けの事業が展開されており、伝統文化や芸術文化など多彩な文化に触れることで、本県への理解を深める取り組みを進めます。」</p>	<p>下記のとおり修正しました。</p> <p>青少年向けの事業、学校へのアウトリーチ活動は、「4 『滋賀の自然や地域と共生する力』を育む」に記載しました。</p> <p>「(5) 地域の歴史や文化に親しむ機会の充実」</p> <p>「国宝・重要文化財の保有件数が全国4位であり、多くの文化財が地域に点在するといった滋賀の特性を活かして、歴史文化資産を教育・学習分野で活用し、人びとが歴史文化に親しむ機会を充実するとともに、多彩な文化に触れられるよう、文化ホール、美術館等において特色ある施設運営・事業展開に努めます。</p> <p>「文化財は地域の文化を今に伝えるものであり、未来に向けて継承していくためには、人びとが地域の文化財に親しみ、その価値を理解していくことが必要であると考えます。このため、建造物修理や埋蔵文化財発掘等の現場説明会を実施するほか、文化財連続講座や博物館講座、歴史講演会等を開催するなど、文化財の活用を柱に、滋賀県や身近な地域の歴史文化をより深く理解する機会の提供に努めてきました。</p> <p>今後もNPOや様々な団体と協働して文化財を守ることにより、新しい地域づくりの礎になるよう、文化財の公開や啓発活動等の取組を進めます。</p> <p>また、文化ホール、美術館、博物館などの文化施設においては、人びとが多彩な文化に触れ、地域への理解を深められるよう、それぞれ特色ある事業展開に努めることとします。」</p>